

長崎市議会BCP（業務継続計画）  
～災害時行動計画～

平成 28 年 9 月 21 日策定

令和 2 年 2 月 14 日改正

## 目次

<b>1</b>	<b>目的</b> .....	1
<b>2</b>	<b>基本事項</b>	
	(1) 想定する災害.....	1
	(2) 指揮・命令系統.....	2
	(3) 長崎市議会災害対策会議の設置について.....	3
	(4) 情報伝達について.....	4
<b>3</b>	<b>災害発生時の対応</b>	
	(1) 初動期（発災から概ね 24 時間）.....	5
	(2) 中期（発災から概ね 2～7 日）.....	9
	(3) 後期（発災から概ね 8 日以降）.....	10
<b>4</b>	<b>環境整備</b>	
	(1) 防災訓練.....	13
	(2) 備蓄品の確保.....	13
	(3) 通信環境.....	13
	(4) 議場等の代替施設.....	13
<b>5</b>	<b>その他</b>	
	(1) 本 B C P の見直しについて.....	14
	(2) 本 B C P の見直し体制について.....	14
<b>別紙</b>	<b>行動基準表</b> .....	15
<b>資料</b>	<b>議会 B C P の改正履歴</b> .....	資料 1

## 1 目的

大規模災害等の緊急の事態が発生した際に、長崎市議会の対応について必要な事項を定め、もって被害の拡大防止及び議会機能の早期回復を図ることを目的とする。

## 2 基本事項

### (1) 想定する災害

災害種別	災害内容
地震	本市域内に震度5弱以上の地震が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき（長崎市災害対策本部設置基準）
風水害	気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、総合的な応急対策を必要とするとき（長崎市災害対策本部設置基準）
その他	自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、新型インフルエンザ等の感染症、大規模なテロ等で、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき

## (2) 指揮・命令系統

### ア 議員の指揮・命令系統

議長は、議会の災害対応に関する事務の統括にあたる。大規模災害等において、議長が不在のときは、副議長が議長の職務を代理するものとする。議長及び副議長が不在のときは、多数会派順に交渉会派（4人以上）の代表者が議長の職務を代理するものとする。なお、同数会派の順位については同数会派間の協議により決める。

### イ 議会事務局の指揮・命令系統

大規模災害等において、局長が不在のときは下表の順位に従い、職務を代理するものを定める。

順位	局長の職務代理者
第1位	総務課長
第2位	議事調査課長
第3位	総務課総務係長
第4位	総務課秘書係長
第5位	議事調査課議事係長
第6位	議事調査課調査係長

(3) 長崎市議会災害対策会議の設置について

下記の設置基準を満たすとき、議員による協議、調整等を行うための組織として、長崎市議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

ア 設置基準

長崎市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置された場合等、本BCPが想定する災害が起きた際に、議長が必要と認めるとき

イ 構成

対策会議の構成は、議長、副議長、交渉会派（4人以上）の代表者とする。なお、情報伝達を円滑に行うため、3人以下の会派の代表者については、オブザーバーとして対策会議に出席する。議長は、対策会議を代表し、その事務を統括する。

ウ 招集

対策会議は議長が招集する。

エ 所掌事務

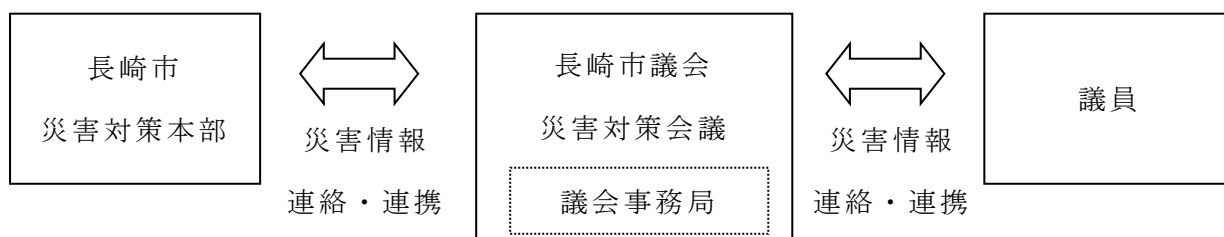
- (ア) 市本部から入手した災害情報の議員への伝達
- (イ) 被災情報の把握及び市本部への提供
- (ウ) 市本部からの依頼事項への対応
- (エ) 市本部への提案、提言及び要望等の調整
- (オ) 国、県、関係機関等に対する要望活動の調整
- (カ) 本会議、委員会等の開催や協議事項の調整
- (キ) その他必要な事項

※ 議会事務局は、議長の命を受け、対策会議の業務に従事する。

※ 対策会議は、以上の内容を備えることを基本としながら、議長が要綱（長崎市議会災害対策会議設置要綱。）により別途定める。

#### (4) 情報伝達について

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、市本部に集積されることから、市本部を通して情報を得ることが効率的である。一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報が寄せられることも事実であり、議員の獲得する情報は非常に有益で市の災害情報を補完するものとなる。これらのことから災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためにはそれぞれの情報を共有することが大切である。そのためには、市本部と対策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立しておくことが重要であるため、原則として下図のように定める。



※ 会派及び議員からの市当局への情報提供、情報収集及び要望などは、市当局ができる限り災害対応に専念できるよう、対策会議を窓口として行うものとする。

※ 救助・救命に係る情報は消防局に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

### 3 災害発生時の対応【別紙「行動基準表」参照】

本BCPが対象とする災害が発生した際、議会、議員及び議会事務局職員は、それぞれの役割を踏まえ、初動期、中期、後期の各段階において、次のとおり対応する。

#### (1) 初動期（発災から概ね24時間）

##### ア 会議（本会議・委員会）開催中の場合

##### (ア) 議会の具体的対応

##### a 会議の休憩・散会

議長又は委員長は、会議の休憩又は散会の判断を行う。

##### b 対策会議の設置

議長は、必要に応じて対策会議を設置する。議長が事故等により不在の場合は、要綱に従い、代理者により対策会議を設置する。

議会は対策会議設置の情報について、全議員、市長及び市本部に周知する。

##### c 対策会議の活動

対策会議は、要綱で定める所掌事務に従い活動を行い、初動期においては、主に、市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

##### (イ) 議員の具体的対応

##### a 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。

##### b 待機・退庁

地域に戻るまでの間の安全が確認できるまで、安全な場所に待機する。

安全確認後、退庁する場合は二次災害に十分留意する。

c 対策会議への参加

対策会議の構成員は、対策会議が招集された場合、対策会議に参加する。

d 地域の被災状況等の把握・情報提供

必要に応じて、地域の被災状況の情報を対策会議に提供する。

なお、救助・救命に係る情報は消防局に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

e 災害時の地域活動への協力・支援

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

(ウ) **議会事務局職員**の具体的対応

a 議員、傍聴者の安全確保

議員、傍聴者の避難誘導を行い、その後速やかに議員及び議会事務局職員の安否確認を行う。

b 被災状況の確認

庁内（議会棟・増築棟）の被災状況を確認する。また、水道、電気の使用の可否及び電話、パソコン等の情報端末機器等が正常に作動するか確認する。

c 対策会議の運営補助

対策会議の業務に従事する。また、市本部等から災害情報を収集する。

イ 会議（本会議、委員会）非開催時の場合

(ア) **議会**の具体的対応

a 対策会議の設置

議長は、必要に応じて対策会議を設置する。



事故等により議長と連絡が取れない場合は、本BCPに従い、代理者により対策会議を設置する。

議会は対策会議が設置された場合、電話、FAX等により、全議員、市長及び市本部に周知する。

b 対策会議の活動

対策会議は、要綱で定める所掌事務に従い活動を行い、初動期においては、主に、市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

(イ) **議員**の具体的対応

a 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。なお、市外にいる時に災害が発生した場合は、被災状況を勘案しながら、速やかに市内に戻り、連絡が取れる態勢を確保する。

b 対策会議への参集

対策会議の構成員は、対策会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、対策会議に参集する。

c 地域の被災状況等の把握・情報提供

必要に応じて、地域の被災状況の情報を対策会議に提供する。

なお、救助・救命に係る情報は消防局に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

d 災害時の地域活動への協力・支援

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

(ウ) **議会事務局職員**の具体的対応（勤務時間中）

a 議員、来庁者の安全確保

登庁中の議員や議員への相談者等来庁者の避難誘導を行い、その後

速やかに電話、FAX等により、全議員及び議会事務局職員の安否確認を行う。

b 被災状況の確認

庁内（議会棟・増築棟）の被災状況を確認する。また、水道、電気の使用の可否及び電話、パソコン等の情報端末機器等が正常に作動するか確認する。

c 対策会議の運営補助

対策会議の業務に従事する。また、市本部等から災害情報を収集する。

(エ) 議会事務局職員の具体的対応（平日夜間、土日祝日）

a 議会事務局への参集

議会事務局職員は、災害対策連絡網により情報伝達を行い、議会事務局へ参集する。

b 議員の安否確認

議会事務局に参集した職員は参集後速やかに電話、FAX等により、全議員の安否確認を行う。

c 被災状況の確認

庁内（議会棟・増築棟）の被災状況を確認する。また、水道、電気の使用の可否及び電話、パソコン等の情報端末機器等が正常に作動するか確認する。

d 対策会議の運営補助

対策会議の業務に従事する。また、市本部等から災害情報を収集する。

(2) **中期** (発災から概ね2～7日)

ア **議会**の具体的対応

(ア) 対策会議の活動

a 災害情報等の受伝達 (初動期から継続)

議員から提供された地域の被災状況の情報を市本部に提供する。

また、市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

b 市本部との連携

市本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ市本部に対して災害情報の説明を求める。

c 今後の対応の検討

今後の対応や日程等について、検討を開始する。

イ **議員**の具体的対応

(ア) 地域の被災状況等の把握・情報提供 (初動期から継続)

必要に応じて、地域の被災状況の情報を対策会議に提供する。

(イ) 災害時の地域活動への協力・支援 (初動期から継続)

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

なお、救助・救命に係る情報は消防局に緊急通報(119番)するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

(ウ) 市民への情報提供

災害情報を、可能な範囲でさまざまな方法により、市民に提供する。

(エ) 対策会議への参集 (初動期から継続)

対策会議の構成員は、対策会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、対策会議に参集する。

ウ **議会事務局職員**の具体的対応

(ア) 対策会議の運営補助（初動期から継続）

対策会議の業務に従事する。また、市本部等から災害情報を収集する。

(イ) 放送設備の確認

議場、委員会室の放送設備が正常に作動するか確認する。

(ウ) 報道対応

報道機関の取材・問合せ等に対応する。

(3) **後期**（発災から概ね8日以降）

ア **議会**の具体的対応

(ア) 対策会議の活動

a 災害情報等の受伝達（初動期から継続）

議員から提供された地域の被災状況の情報を市本部に提供する。  
また、市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

b 市本部との連携（中期から継続）

市本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ市本部に対して、被災や復旧の状況、今後の災害対応の進め方などの説明を求める。

c 議会運営の準備

本会議や委員会、議会運営委員会等について、開催や協議事項の調整を行う。

(イ) 関係機関等へのはたらきかけ

迅速な復旧・復興の実現に向けて、対策会議で案を検討・調整した内容について、議会として、国、県、関係機関等に対し要望するなどの活動を精力的に行う。

(ウ) 復旧・復興への関与

議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう、市本部に対し、必要に応じて提案、提言及び要望等を行う。

(エ) 議案の審議

迅速な復旧・復興に向け、市民の意見、要望等を踏まえて、市民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算等の議案を速やかに審議する。

イ **議員**の具体的対応

(ア) 地域の被災状況の把握・情報提供（初動期から継続）

必要に応じて、地域の被災状況の情報を対策会議に提供する。

(イ) 災害時の地域活動への協力・支援（初動期から継続）

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

(ウ) 市民への情報提供（中期から継続）

対策会議から得た災害情報を、掲示板への掲出やSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を通じた発信など、可能な範囲でさまざまな方法により、市民に提供する。

(エ) 対策会議への参集（初動期から継続）

対策会議の構成員は、対策会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、対策会議に参集する。

ウ **議会事務局職員**の具体的対応

(ア) 対策会議の運営補助（初動期から継続）

対策会議の業務に従事する。また、市本部等から災害情報を収集す

る。

(イ) 議会再開

議会再開に向けた準備を行う。また、議会が再開した場合において、審議が円滑かつ効率的に行うための必要な事務を行う。

(ウ) 報道対応（中期から継続）

報道機関の取材・問合せ等に対応する。

## 4 環境整備

### (1) 防災訓練

本行動計画が対象とする災害の発生等を想定した、議員・職員の参加する訓練等を定期的実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の十分な習得を図る。

### (2) 備蓄品の確保

災害対応にあたる議員及び職員が、継続的に応急対策業務に従事することなどを考慮し、最低限 72 時間（3 日間）分の水、食料、携帯トイレ、毛布、衛生用品等の備蓄品を計画的に備える必要がある。

### (3) 通信環境

大規模災害等が発生した場合、通信回線の途絶や規制等により、情報伝達手段が著しく制限されることが想定されるため、議員・議会事務局職員の安否確認や災害情報の伝達については、ビジネスチャットを活用するほか、電話や F A X 等そのとき使用可能な方法により行う。

### (4) 議場等の代替施設

議場を含む議会事務局がある建物は新耐震基準を満たす建物ではなく、給排水・空調設備においても、経年劣化が進んでいることから、大規模災害等が発生した際には、建物の全部又は一部に被害が発生するとともに、設備機能が停止するおそれが高い。そのため、代替となる候補施設（市役所周辺の公共施設等）を検討する。

代替候補施設：長崎市立図書館（多目的ホール、研修室等）

※ 詳細な利用方法等については、あらかじめ施設管理者と協議を進めるものとする。

## 5 その他

### (1) 本BCPの見直しについて

本BCPは防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に本BCPに反映させ、本BCPをレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを本BCPに反映させる必要があることから、必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。

### (2) 本BCPの見直し体制について

本BCPの見直しは議会運営委員会において行うものとする。



### 初動期（発災から概ね 24 時間）

時期	会議開催中		
	議会	議員	議会事務局職員
発災直後 ） 概ね 24 時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の休憩又は散会</li> <li>・ 対策会議の設置</li> <li>・ 対策会議の活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全確保</li> <li>・ 待機又は退庁</li> <li>・ 対策会議への参加</li> <li>・ 地域の被災状況等の把握・情報提供</li> <li>・ 災害時の地域活動への協力・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員、傍聴者の安全確保</li> <li>・ 被災状況の確認</li> <li>・ 対策会議の運営補助</li> </ul>

時期	会議非開催時			
	議会	議員	議会事務局職員	
			勤務時間中	平日夜間、土日祝日
発災直後 ） 概ね 24 時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策会議の設置</li> <li>・ 対策会議の活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全確保</li> <li>・ 対策会議への参集</li> <li>・ 地域の被災状況等の把握・情報提供</li> <li>・ 災害時の地域活動への協力・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員・来庁者の安全確保</li> <li>・ 議員の安否確認</li> <li>・ 被災状況の確認</li> <li>・ 対策会議の運営補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会事務局への参集</li> <li>・ 議員の安否確認</li> <li>・ 被災状況の確認</li> <li>・ 対策会議の運営補助</li> </ul>

### 中期（発災から概ね 2～7 日）

時期	議会	議員	議会事務局職員
概ね 2 日 ） 概ね 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策会議の活動 （初動期から継続）</li> <li>・ 市本部との連携</li> <li>・ 今後の対応の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の被災状況等の把握・情報提供 （初動期から継続）</li> <li>・ 災害時の地域活動への協力・支援 （初動期から継続）</li> <li>・ 市民への情報提供</li> <li>・ 対策会議への参集（初動期から継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策会議の運営補助 （初動期から継続）</li> <li>・ 放送設備の確認</li> <li>・ 報道対応</li> </ul>

### 後期（発災から概ね 8 日以降）

時期	議会	議員	議会事務局職員
概ね 8 日以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策会議の活動 （初動期から継続）</li> <li>・ 関係機関等へのはたらきかけ</li> <li>・ 復旧・復興への関与</li> <li>・ 議案の審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の被災状況等の把握・情報提供 （初動期から継続）</li> <li>・ 災害時の地域活動への協力・支援 （初動期から継続）</li> <li>・ 市民への情報提供（中期から継続）</li> <li>・ 対策会議への参集（初動期から継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策会議の運営補助 （初動期から継続）</li> <li>・ 議会再開</li> <li>・ 報道対応（中期から継続）</li> </ul>

## 議会BCPの改正履歴

改正年月日	項目	改正内容
令和2年2月14日 改正	4 環境整備 (3) 通信環境	大規模災害時に電話やFAXの代替となるようにSNSの活用等を検討することを規定していたが、令和元年に災害時の安否確認等を目的としてビジネスチャット(LINE WORKS)を導入したため、改正を行った。